

町営プールがオープン!

開放期間は7月1日(日)から
8月31日(金)までです。

プールの使用時間は、午前9時から午後6時までとなっています。また、プールは水質管理のため、原則として水曜日に水の入れ替えを行なっています。水の入れ替え予定日は右表のとおりです。

なお、幼児用プールについては、毎日使用できます。

更衣室のロッカーは無料です。(使用時100円が必要ですが、後で戻ってきます。)

プール使用料は、1人200円(4歳以上)となっています。

水の入れ替え予定日(大プール)	
7月	4日(水)
	11日(水)
	18日(水)
8月	25日(水)
	1日(水)
	8日(水)
	15日(水)
	22日(水)
	29日(水)

(幼児用プールは夜間入れ替え)

【お問い合わせ先】

くにの松原キャンプ場 TEL. 099-476-3611

お問い合わせ時間 午前8:00~午後6:00

※台風などの影響で水の入れ替え予定日が変更になる場合があります。

■ 特別障害給付金

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給していない障害者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害給付金制度が設置されました。

支給の対象は?

- 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- 昭和61年3月以前の国民年金任意加入者であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者

であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1,2級相当の障害に該当する方

※所得によって支給制限となる場合があります。
※老齢年金等を受給されている場合は、支給制限があります。

支給額は・・・

1級障害該当 50,000円
2級障害該当 40,000円

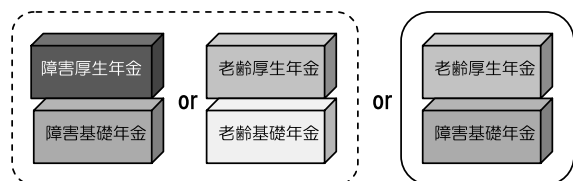
■ 障害基礎年金と老齢厚生年金の併給

障害をもちながら働いたことが評価される仕組みとするため、障害基礎年金と老齢厚生年金の組み合わせの選択が可能になりました。

「障害基礎年金+老齢厚生年金」という選択を可能にすることで、働いた期間が年金額に反映されます。

また、遺族厚生年金を受ける権利を有している場合は、障害基礎年金と遺族厚生年金の組み合わせも可能です。(※65歳以上)

選択肢は、以下の3つです。



【お問い合わせ先】 大崎町役場 住民課 年金係 TEL. 099-476-1111 (内線121)